

「調整給付金支給確認書」再発行申請書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額(推計)又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村
(令和6年度個人住民税の課税市区町村)

大洲市長 様

市区町村
受付印

※本様式は、令和6年中に大洲市から転出された方が、定額減税補足給付金(不足額給付)の申請をする際に令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料の提出を求められる場合があることから、確認書の再発行を希望する方などが使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、大洲市は 記入いただいた申請者または代理申請者の現住所に確認書(再発行)を送付します。

●申請者

支給 対象 者	(フリガナ)	生 年 月 日	前住所 (大洲市での住所)
	氏 名	明治・大正・昭和・平成	大洲市
		年 月 日	電話 ()
現住所	〒		

●代理申請を行う場合

代 理 人	(フリガナ)	申請者との 関係	代理人 生年月日	代 理 人 現 住 所
	代 理 人 氏 名		明治・大正・昭和・平成	〒
			年 月 日	電話 ()

提出書類

☐ 『調整給付金支給確認書』再発行申請書(本書類)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

☐ 『(代理人が提出する場合)代理人確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書(再発行)を送付できない場合があります。)

確認書(再発行)を 申請者・代理人 の現住所に送付をお願いします。

令和 年 月 日

提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付